

2002年10月24日

神奈川県知事 岡崎 洋 様

NGOかながわ国際協力会議
委員長 川崎 哲

NGOかながわ国際協力会議(第2期)最終報告について

近年、様々な分野で行行政とNGOとの連携・協働が進められており、この第2期NGOかながわ国際協力会議がスタートした2000年当時と比較すると、その機会は増大しています。特に、神奈川県では、ボランティア活動推進基金21を設置し、NGOが提案する協働事業に対し財政的支援を行ったり、国際政策分野においては、インド西部地震の被災地に対する緊急援助、かながわ外国人居住支援システムの運営、医療通訳制度の検討など、多様な形態で連携・協力が行われてきております。

こうした状況の中、第2期NGOかながわ国際協力会議は、2000年11月から2年間の任期中に16回の会議及び6回の予備会議を開き、県の国際政策、県とNGOとの連携及び県内NGO間の連携に関することについて協議を重ねてきました。その中で、昨年10月には、外国籍県民かながわ会議との意見交換会を開催し、同会議との連携を図るように努め、また、本年5月には、公聴会を開催し、提言の骨子を県民の方々に提示して、幅広い意見を集約するようにも努めました。

このたび、第2期委員の任期満了に伴い、2年間にわたる協議の結果を知事への提言として取りまとめました。

提言は、「多文化共生を通じた平和な社会の構築」を基本的視点として掲げています。地域における多文化共生社会実現への取り組みが国際社会の平和へにもつながるという視点で、地域社会で活動するNGOと国際協力で活動するNGOが提起したそれぞれの課題を関連づけたことが、この提言の特色です。また、併せて、それぞれの提言に具体的な実施イメージをつけるとともに、審議過程で明らかになってきたNGO自身が抱える課題やNGOかながわ国際協力会議の課題も提起しております。

これからも、県とNGO又はNGO間の連携を強化し、NGOのさらなる県政への参加を促進するためにも、これらの提言の施策化につまましてご尽力をお願いいたします。

1 知事への提言

(1) 基本的視点

< 多文化共生を通じて平和な社会を構築する 一人ひとりの安心と豊かさをめざして >

第2期NGOかながわ国際協力会議は、各委員のそれぞれの活動分野に基づいて、国際協力部会と多文化共生部会に分かれて論議しました。併せて、国際社会と地域社会のそれぞれの課題を関連づけ、全体としての論議も行ってきました。折しも、2001年9月11日に米国で発生した事件とその後の経過の中で会議の論議は続き、「平和」という課題について会議では強く意識しました。そして、国際社会と地域社会をつなぐためには、「平和な社会を構築する」という姿勢が重要な柱になるべきだと考えました。

平和な社会を構築するために、第2期NGOかながわ国際協力会議では次の4つの課題を掲げます。

異なる文化、言語、宗教などを持つ人たちの間で、文化的・社会的背景に起因する緊張やストレスを生まない社会づくりをめざすこと。

そのために、公正な国際情勢の理解及び歴史認識に基づく「地球市民学習・多文化理解」を一層進めること。

さらに進んで、国内外で発生する紛争の原因となる抑圧や社会資源の不正な分配を点検し是正すること。

紛争や戦争の手段の削減と廃絶に向けて、市民の意識と声を高めること。

これらの中には、全国的に、又は国際的に取り組まなければ実現しない課題も多くあります。

しかし、いずれの課題においても、意識づくり、国際協力活動への参加の促進、地域住民の生活の諸場面に即した多文化共生の実現など、地域社会と自治体が果たすべき役割は数多くあります。

とりわけ、地域社会の課題を解決するためには、社会システムのあり方に注目する必要があります。つまり、地域社会の多数者だけが便利さや豊かさを享受するシステムを放置していれば、外国籍県民などの少数者にとっての不利益が続くだけでなく、社会のいろいろな場面で緊張やストレスを生み、結果的に地域で暮らすすべての人たちが、安心して豊かな暮らしをおくることができなくなります。

地域社会の課題を解決し、地域における平和な社会を構築するためには、外国籍県民などの少数者の視点が確実に県の行政に反映されるよう、少数者の社会参加や行政参加を促進するとともに、次の社会づくりを視点とした施策を行う必要があります。

ひとり ゆた ほししょう しゃがい
一人ひとりの豊かさを保障する社会

じぶん じぶん えら じゅう ほししょう しゃがい
自分らしさを自分で選ぶことができる自由を保障する社会

もともと持っている力が「生かされる」あるいは「発揮できる」社会

そうほうこうてき さん ががた しゃがい
双方向的・参加型の社会

だい き こくさいきょうりょくかいぎ るんぎ きかん がいむしょう こっかいぎいん
第2期NGOかながわ国際協力会議が論議してきた期間は、NGOと外務省と国会議員の
かんけい ぜんこくてき じ き きょうせい きょうどうさぎょう のぞ
関係が全国的にクローズ・アップされた時期でもありました。行政とNGOが協働作業に臨
むにあたって、異なる組織文化を持つ団体同士が互いの違いなども理解し合い、対話を常に発展
させることは重要です。特に、行政職員が、NGOの活動に対する理解を深めるとともに、
しゃがい しょうすうしゃ がいこくせきけんみん たい へんけん な とりく こんご ひ つづ おこな
社会の少数者である外国籍県民に対する偏見を無くすための取り組みが今後も引き続き行われ
ることが大切です。

このような見地に立って、この報告書の中では、12の提言を行っています。

これらの提案は、いずれも、県、県内NGOはもちろん、市町村、国、他地域・他国のNGO、そして企業など、様々な主体が連携することによって初めて実現するものばかりです。

へいわ しゃがい ま おとず ひとり あんしん せいかつ
平和な社会は、待っていて訪れるものではありません。一人ひとりが安心して生活でき、
また豊かさを享受できる社会は、一人ひとりが意識を変えて協働していくことによってこそ
つくられていくものです。県においては、県民によるそのような活動を促進する役割を果たす
ことが、今後一層求められています。

「NGO」の定義について - NGOかながわ国際協力会議の協議の前提として -

NGOとは、英語のNon-Governmental Organizationの略で、もともとは、国連が
せいふいがい みんかんだんたい かんけい しょう ことば げんざい いっぱん ひろ
政府以外の民間団体との関係において使用していた言葉ですが、現在では一般に広く
しょう
使用されています。

わたくし きょうぎ ぜんてい かいぎ せっちしゅし ふ こくさい
私たちは、協議の前提となるNGOについて、この会議の設置趣旨を踏まえ、国際
こうりゅう こくさいきょうりょく ちいき こくさいか へいわ ぶんや かつどう だんたい かんが
交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考えました。

また、地球的な規模で活動する団体だけではなく、市民活動団体やボランティアグ
ループのように地域で活動する団体も含めて考えることにしました。

(2) 提言項目一覧

「NGO活動への県民の参加促進策とNGO活動の基盤整備」について

企業とNGOの協働促進について

提言1 県、県内企業、県内NGO及び県民による協議の場を設置するなど、企業の技術、知識、人材などを活用したNGOと企業等との協働による国際協力プロジェクトや日常的な活動の連携の可能性について調査・研究すること。

県民の国際協力事業への参加促進について

提言2 県民が、県内NGOを通じて開発途上国の現地NGOをサポートする顔の見える援助活動を、県とNGOと県民が連携して行う仕組みをつくること。

NGO活動の基盤整備について

提言3 県は、県内NGOが継続的な活動を行うことができるように、活動拠点の整備促進策について検討するとともに、地域における活動拠点の整備を市町村が行うために必要な情報を提供するなど、県民に身近なところでの活動拠点の整備についても検討すること。

「日々変化する国際社会への適切な対応」について

平和施策事業における公的機関とNGOとの協働について

提言4 県、県内市町村、教育機関、図書館等の公的機関とNGOによる恒常的な協議の場を設けるなど、公的機関とNGOが国際平和についての最新の情報を常に共有しつつ、協働による平和施策事業や教材の開発などが行われるよう検討すること。

東アジア地域における平和促進に向けた取組について

提言5 東アジア地域の平和と安定に向けた国境を越えた人と人とのつながりを促進するため、国際機関、NGO等のこれまでの活動の積み重ねを踏まえ、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との地域からの相互理解と交流を促進するための事業の将来的な可能性について研究・検討すること。

緊急援助協議機関の設置及び常設化について

提言6 国内外で大規模災害が発生した際、NGO等との連携・協働による緊急支援を迅速かつ計画的に実施できるよう、支援のためのガイドライン、救助活動マニュアルの作成や発災時のボランティア活動をコーディネートするための恒常的な機関を設置すること。

「外国籍県民へのライフステージに応じた適切な対応」について

外国籍県民の行政参加と情報提供のあり方について

提言7 外国籍県民の地方行政への参加システムの構築に向けて各自治体が取り組むべき課題について、県、市町村、外国籍県民などによる研究会の設置などにより検討を行うこと。

提言8 行政から提供される情報が外国籍県民及びNGOに行き届かないことにより生じる情報格差の解消を図るため、行政、地域国際化協会、外国籍県民、NGO等による協議の場を設置し、外国籍県民が、必要なときに必要な県民サービスを利用できるよう、外国籍県民等への行政情報の提供及び相談事業のあり方を検討すること。

外国籍県民に対する保健・福祉施策の充実について

提言9 外国籍の親が安心して子育てができる環境整備を行うため、子育て支援センターや保健所に外国籍住民を担当する職員を配置するなど、相談事業の充実を図ること。

提言10 定住化に伴い増加している高齢者が安心して地域で生活できるよう、外国籍の高齢者の視点から現状の施策を点検し、相談体制を充実させるなど、県行政における外国籍の高齢者に対する福祉施策の充実を図ること。

外国籍県民に対する教育施策の充実について

提言11 外国籍県民の多様化に対応し、すべての外国籍の子どもたちが小・中学校での教育を保障されるよう、県教育委員会が制定した「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」（1990年3月23日制定）を見直すとともに、必要な法整備を国へ要望すること。

提言12 外国籍の青少年の生活実態等を把握し、外国籍の青少年が抱えている課題全般に対応できるよう、外国籍の視点を入れた青少年施策を推進すること。

(3) 提言

「NGO活動への県民の参加促進策とNGO活動の基盤整備」について

< 提言の趣旨 >

第1期NGOかながわ国際協力会議及び第2期会議の提言の中には、当事者であるNGOや外国籍県民が行政と協働で解決していかなければならない課題が含まれています。

しかし、NGOが活動を活発にし行政と協働するためには、社会全体がこうしたNGOの活動を理解し、幅広い側面から積極的にNGOの活動を支援することが必要であり、そうした社会基盤を整備することが県が担うべき役割であり、課題であると考えます。

また、NGOが効率的に活動するためには、様々なNGOがネットワークを構築し、NGO間の連携を図ることが課題となります。

こうした課題を解決するために、県内企業の社会貢献の姿勢を県内NGOと結びつける試み(提言1)、国際協力に関与したいと考える多くの県民と県内NGO・開発途上国NGOの間に顔の見える協力関係を作る試み(提言2)、NGOの活動拠点を整備する試み(提言3)などを提言しました。

これらの提言を施策化することによってもたらされる県民の意識の高まりや参加を通じ、NGOの活動が活発となり、一層社会に根付いていくことが多文化共生への一歩でもあると考えます。

提言1 県、県内企業、県内NGO及び県民による協議の場を設置するなど、企業の技術、知識、人材などを活用したNGOと企業等との協働による国際協力プロジェクトや日常的な活動の連携の可能性について調査・研究すること。

<理由・背景>

グローバル化が進む近年、NGO活動は、国際的な広がりを見せており、これに呼応するように、企業も地球市民社会の一員として地球環境等の国際協力分野で積極的な役割を果たそうとする機運が高まってきた。

こうした企業とNGOが適切な連携を図れば、社会的に大きな力となりうるが、その一方で、それぞれの活動分野、実績、組織などに関する基本的な情報が不足していることから、両者は、連携の可能性について協議する以前の状況にあると思われる。

そこで、県がそれぞれの基本情報をそれぞれに提供することにより、企業のフィランソピー（社会貢献）活動とNGOの活動の連携が可能となり、企業とNGOはより幅広い活動を展開することが可能となる。

また、その結果、企業が、多文化共生社会の一員としての責任を果たしてもらえようになることを期待したい。

さらに、県外や海外においても活動を展開している企業やNGOもあることから、将来的には、県外の自治体や県の友好交流先など海外の自治体、あるいは県内に本部のある国際機関などとも連携した事業展開を図ることが可能となることも期待できる。

実施イメージ

県、県内企業、県内NGO、外国籍県民、地域住民等による協議の場の設置

やシンポジウムの開催

インターネットの活用などによる、企業とNGO間の日常的な情報交換の場の設置

企業とNGO間の人材交流システムの構築

企業とNGOの連携によるフィランソピー活動としての外国籍県民の技術修得支援

被雇用者が国際協力活動へ参加するためのボランティア休暇の積極的取得の啓発

NGOの国際協力活動に対する企業の技術支援

- 川や井戸の水を飲料水にするための大型浄水器の設置
- 電力が供給されていない地域において、川の水の汲み上げなどを行うための電力補助としての太陽光発電の設置
- 海岸線浄化のため簡易トイレや生活排水へのバイオ技術の応用
- 開発途上国の環境破壊につながる製品の代替製品の開発に対する技術支援
- 大気汚染防止のための技術の応用

ていげん けんみん けんない つう かいはつとじょうこく げんち かあ み
提言2 県民が、県内NGOを通じて開発途上国の現地NGOをサポートする顔の見える
えんじょかつどう けん けんみん れんけい おこな し く
援助活動を、県とNGOと県民が連携して行う仕組みをつくること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

こくさい ちょきん かんしん たか さいきん ねん がつ にち じけん ご おこな
国際ボランティア貯金への関心の高さや、最近では、2001年9月11日の事件後に行わ
れたニューヨークやアフガニスタンに対する募金の広がりなど、国際貢献に向けた気運
の高まりの中に、国際協力NGO活動に何らかの形で参加・貢献したいとの潜在的
な県民の意識を見てとることができる。

けんみん いしき み
そうした県民の意識が具体的な行動につながらない理由として、継続的に支援する
ための方法を見つけられないこと、多くの小規模のNGOがある中でどのNGOに
きふ ほんだん じょうほう ふそく おお げんいん おも
寄附すべきかを判断するための情報が不足していることなどが大きな原因であると思
われる。

もんだい たい しみん きょうどう こくさいきょうりょくかつどう おこな
それらの問題に対しては、市民・NGO・自治体が協働して国際協力活動を行う
C D I (地域主体型開発協力)の考え方に沿って、県民とNGOと行政が一体とな
った国際協力事業を実施することが効果的な解決策であると考えられる。

たと かいはつとじょうこく も けんない けん きょうどう かいはつ
例えば、開発途上国にカウンターパートを持つ県内NGOと県が協働により、開発
途上国を継続的に支援する者を募り、応募してきた県民は、そのNGOを通して現地N
GOを支援し、現地NGOからは支援者に対して活動報告を行うような仕組みが考え
られる。

かあ み えんじょかつどう てんかい けん きょうどう しえん う げんち
この顔の見える援助活動を展開し、県とNGOが協働して支援を受ける現地NGO
の活動状況を積極的に県内で報告することすることにより、県民の多文化理解及び
こくさいきょうりょく りかい ふか きたい
国際協力への理解がさらに深まることが期待される。

じっし
実施イメージ

こくさいきょうりょく じぎょう
国際協力NGOサポーター事業

- げんち ちゅうかい かのお けんない ぼしゅう
・ 現地NGOとサポーターとの仲介が可能な県内NGOの募集
- けんこくさいこうりゅうきょうかいとう こうほうばいたい ぼしゅう
・ 県国際交流協会等の広報媒体によるサポーターの募集
- げんち きゅうよしえん かあ み かんけい
・ 現地NGOスタッフの給与支援(顔の見える関係づくり)
- げんち ほうもん きかく じっし
・ 現地NGOを訪問するスタディーツアーの企画・実施
- げんち けんみん はけん
・ 現地NGOへの県民のインターンスタッフとしての派遣

NGO活動の基盤整備について

提言3 県は、県内NGOが継続的な活動を行うことができるように、活動拠点の整備促進策について検討するとともに、地域における活動拠点の整備を市町村が行うために必要な情報を提供するなど、県民に身近なところでの活動拠点の整備についても検討すること。

<理由・背景>

近年、かながわ県民活動サポートセンター及び県立地球市民かながわプラザが、NGOの事業、会議、作業を行う場として提供されたことにより、NGOの活動が活発となり、現在、開発途上国支援などの国際協力や国際交流の推進、多文化共生、外国籍の親に対する子育て支援など、国際分野だけでも様々なNGOが多様な活動を行っている。

このように、NGOの活動が活発になり、役割が認識されるにつれて、活動の継続性と活動の拠点となる事務所の必要性が増してきた。今後、活発化した県内NGOが活動を継続させるためには、県は、事務所などのスペースを整備するなどの活動拠点の整備について検討することが必要である。

また、県は、NGOを地域の国際化を実現するための資源であると改めて認識し、NGOの活動拠点の整備に関する情報を市町村に提供するなど、県民の身近なところでのNGOの活動拠点の整備促進策についても併せて検討することが必要である。

NGOが地域において継続的に活動することが可能になれば、県民のNGO活動に対する理解及び地球市民意識の醸成が図られるとともに、地域社会における福祉の向上や町おこしと結びつけて、NGOとの協働による地域の活性化を図ることができる。

実施イメージ

拠点整備に関する情報収集及び市町村に対する事例の提示

学校の統廃合により廃校となった校舎等の活用

NGOと協働した拠点整備支援のための調査機関の設置

「日々変化する国際社会への適切な対応」について

< 提言の趣旨 >

提言については、「NGOかながわ国際協力会議（第1期）最終報告」及び「改訂新かながわ国際政策推進プラン」における意見や方針を踏まえ、平和、環境、開発協力、緊急援助、アドボカシーという5つのテーマを念頭におき、参考資料の「部会で協議した課題一覧<国際協力部会>」にあるように、これら多層にわたる課題の枠組みを整理し、県内で取り組むべき課題と県外で取り組むべき課題とに分けて論議してきました。

平和という課題を狭くとらえてしまえば、国際政治、外交、防衛などの問題となりますが、基本的視点に掲げている「平和な社会を構築する」という考え方は、より広い視野に立っています。

つまり、平和を実現するためには、軍備や軍事基地の縮小、紛争の解決から復興、紛争予防のための信頼醸成など様々なレベルの課題にそれぞれ並行して取り組んでいく必要があります。また、紛争の根源を除去するためには、環境や開発の面での国際協力を一層進め、発展させるなど、人間の安全保障の観点に立った取組も重要です。

県は国際社会の変化に対応するために、こうした取組みの中で、県や県民が具体的に貢献できるものについて、地方自治体としての強みと神奈川県らしさを発揮して、国際平和に貢献する施策を充実させることが必要です。

具体的には、一つ目として、県民向けの平和行事などの内容を、刻々と変化する国際情勢に対応したものに発展させること(提言4)、二つ目として、東アジア地域出身の外国籍県民が多数居住する神奈川県がイニシアティブを発揮して、東アジア地域の平和促進に向けた相互理解と交流を促進する可能性について研究・検討すること(提言5)、三つ目として、災害援助において県と県内NGOの協力関係を発展させて援助の効率化を図ること(提言6)を提言しました。

こうした施策により、地域からの平和構築を進めていくことができると考えます。

ていげん けん けんないしちょうそん きょういくきかん としょかんとう こうてききかん こうじょうてき きょうぎ
提言4 県、県内市町村、教育機関、図書館等の公的機関とNGOによる恒常的な協議
の場を設けるなど、公的機関とNGOが国際平和についての最新の情報を常に共
有しつつ、協働による平和施策事業や教材の開発などが行われるよう検討する
こと。

りゆう はいけい
<理由・背景>

ねん がつ にち じけん しょうちょう こくさいへいわ じょうせい こっくく へんか
2001年9月11日の事件に象徴されるように、国際平和をめぐる情勢は刻々と変化し、
よき え じたい つぎつぎ う はんえい けんみん こくさいじょうせい
予期し得なかったような事態が次々と生まれている。これを反映して、県民の国際情勢
・国際平和に対する関心も高まっている。

へいわ かん しさく くに くだい おお ちほうじちたい と く さまざま こんなん
平和に関する施策は、国レベルの課題が多く、地方自治体が取り組むには様々な困難
を伴うが、新聞等のアンケートを見ても、現在の国際情勢の中で危険や不安を感じて
いる住民が数多く存在していることから、住民の安全を保障するために、住民にと
って最も身近な行政単位である地方自治体は、独自の方法論を持って平和施策事業に
せっきよくてき とくく ひつよう
積極的に取り組んでいく必要がある。

げんざい けんおよ けんないしちょうそん じっし へいわじぎょう まいねんこうれい ふきゅう
しかしながら、現在、県及び県内市町村が実施する平和事業は、毎年恒例の普及・
けいはつじぎょう ちゅうしん じぎょう あたら こくさいじょうせい けんみん かんしん こた
啓発事業が中心であり、これらの事業は、新しい国際情勢と県民の関心に対応してい
るとは言い難い。これは、行政が国際平和に関する最新の情報を入手することが困難
であるからとも思われる。また、国際平和施策を立案する過程において、自治体とNGO
きょうぎ おこな
は協議を行ってこなかった。

くだい かいけつ けん けんないしちょうそん きょういくきかんおよ こうじょうてき
こうした課題を解決するために、県、県内市町村、教育機関及びNGOによる恒常的
な協議の場を設置するとともに、専門スタッフを置き国際平和についての最新情報の
しゅうしゅう つと こうてききかん じょうほう た きょうゆう きょうどう へいわじぎょう りつあん
収集に努め、公的機関とNGOが情報を絶えず共有し、協働で平和事業を立案で
きるような環境をつくる必要がある。

じっし
実施イメージ

けん けんないしちょうそん きょういくきかん としょかんとう こうてききかん こうじょうてき きょうぎ
県、県内市町村、教育機関、図書館等の公的機関とNGOによる恒常的な協議
の場の設置
けんないひかくせんげんじちたいれんらくかいぎおよ けんしゅうかい かくだい かいへんとう かつよう
県内非核宣言自治体連絡会議及び研修会の拡大・改編等による活用
ひろしまし ながさきし へいわしさをく かん せんしんてき とりく おこな けんがいじちたい
広島市、長崎市など平和施策に関し先進的な取り組みを行っている県外自治体
の実例把握
も こくさいへいわ かん さいしん じょうほう はんえい へいわしさをくじぎょう りつあん
NGOの持つ国際平和に関する最新の情報を反映した平和施策事業の立案
きょうどう きょうざいかいばつ
NGOとの協働による教材開発
へいわ ぐんしゅくかんれん こくさいかいぎ さんか
平和や軍縮関連の国際会議への参加

ひがし ちいき へいわそくしん む とりく
東アジア地域における平和促進に向けた取組みについて

ていげん 5 ひがし ちいき へいわ あんてい む こっきょう こ ひと ひと そくしん
提言5 東アジア地域の平和と安定に向けた国境を越えた人と人とのつながりを促進
するため、こくさいきかん とう かつどう つ かさ ふ ちょうせんみんしゆ
国際機関、NGO等のこれまでの活動の積み重ねを踏まえ、朝鮮民主
しゆぎじんみんきょうわこく きたちょうせん ちいき そうごりかい こうりゅう そくしん じぎょう
主義人民共和国(北朝鮮)との地域からの相互理解と交流を促進するための事業
しょうらいてき かいうせい けんきゅう けんとう
の将来的な可能性について研究・検討すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

かながわけん ひがし ちいき ぼこく がいこくせきけんみん たすうざいじゅう けん
神奈川県には、東アジア地域を母国とする外国籍県民が多数在 住しており、県は、
たぶんかきょうせいしゃかい じつげん かか ちいき こくさいかせいさく すす ちょうき
多文化共生社会の実現を掲げて地域の国際化政策を進めるとともに、長期にわたって
こっきょう こ ひと ひと そくしん
国境を越えた人と人とのつながりを促進してきた。

また、かいていしん こくさいせいさくすいしん へいわ かんきょう じんけん ひんこん
改訂新かながわ国際政策推進プランでは、「平和、環境、人権、貧困などの
ちきゅうきぼ かだい かいけつ む たいへいようちいき かくちいき たちいきかん こうりゅう そくしん
地球規模の課題の解決に向けたアジア太平洋地域の各地域との多地域間の交流を促進
する」ことが掲げられており、県は、現在まで、東アジアの中では、中国の遼寧省
かか けん げんざい ひがし なか なかこく りょうないしやう
と韓国の京畿道との友好都市交流の実績を積み重ねてきたが、国交が無いことなどか
らんこく きんぎどう ゆうこうとし こうりゅう じつせき つ かさ こっこう な
ら北朝鮮の自治体との交流は行っていない。一方、国レベルでは、多くの問題を抱
きたちょうせん じちたい こうりゅう おこな いっぽう くに おお もんだい かか
えながらも北朝鮮との国交の正常化に向けた動きが進行している。

たぶんかきょうせいしゃかい じつげん そうごりかい ふかけつ じょうきょう
多文化共生社会の実現には相互理解が不可欠であり、そのためには、こうした状 況
なか こうりゅう じんどうしえん つづ せかいしよくりょうけいかく
の中でも交流や人道支援を続けているNGO、あるいはWFP(世界食糧計画：
かながわけんない にほんじむしょ こくれんきかん こくさいきかん れんけい
神奈川県内に日本事務所がある国連機関)などの国際機関との連携などにより、まず、
ちいき そうごりかい か はし こうちく しみんかん こうりゅう おこな ひつよう
地域から相互理解の架け橋を構築し、市民間の交流を行うことが必要である。そのた
めに、けん こくさいきかんとう きょうぎ ば も しょうらいてき こうりゅうじぎょう かいうせい
め、県は、NGO、国際機関等との協議の場を持ち、将来的な交流事業の可能性に
けんきゅう けんとう おこな ひつよう
ついて研究・検討を行うことが必要である。

じっし
実施イメージ

けん けんこくさいこうりゅうきょうかい ざいにちかんこく ちょうせんじんだんたいとう けんきゅう
県、県国際交流協会、NGO、在日韓国・朝鮮人団体等による研究チーム
せっち ちゅうごく りょうないしやう きたちょうせん じちたいかん おこな こうりゅう にほん
の設置、中国・遼寧省と北朝鮮の自治体間で行われている交流や日本の
じちたい きたちょうせん あいだ おこな こうりゅう しみんかんこうりゅう かん じょう
自治体と北朝鮮の間で行われている交流、あるいは民間交流に関する情
ほう しゅうしゅう ぶんせき
報の収集と分析
こうりゅう かん じょうほう ぶんせき ていどすす じてん しみんかん こうりゅう
交流に関する情報の分析がある程度進んだ時点で、市民間の交流などによ
しょうらいてき こうりゅうじぎょう すいしん けんきゅう
る将来的な交流事業の推進の研究

緊急援助協議機関の設置及び常設化について

提言 6 国内外で大規模災害が発生した際、NGO等との連携・協働による緊急支援を迅速かつ計画的に実施できるよう、支援のためのガイドライン、救助活動マニュアルの作成や発災時のボランティア活動をコーディネートするための恒常的な機関を設置すること。

<理由・背景>

2001年1月に発生したインド西部地震に対する支援活動では、県内NGO、県国際交流協会、県等が支援委員会を協働で設置し、一体的な支援活動を展開した。この活動は、緊急事態を脱した復興期に支援を行ったこと、現地NGOを直接支援したこと、NGOと行政の協働事業として実施したことが特徴であり、このような緊急支援の方法は、かながわ方式と呼ばれている。

一般的に、緊急支援活動を効果的にを行うためには、市民の関心が高い発災直後に、迅速に活動を開始することが望ましい。したがって、かながわ方式をより効果的に実施するためには、平時から、県内NGO、外国籍県民、県国際交流協会、行政、国際機関などにより恒常的な協議機関を設置して、国内外の災害情報の収集や災害に対応するための基準・マニュアルの作成や災害発生時に適材適所のボランティア活動のコーディネートを行うための情報の蓄積など行っておくことが必要である。

また、NGO等が総合的な学習の時間における国際理解教育の一環として、支援相手国の状況、支援活動の報告を行うなど、教育機関と連携することで県民の国際社会への関心を高め、日常生活の中で、地球市民意識の醸成を促進することが期待できる。

実施イメージ

県内NGO、外国籍県民、県国際交流協会、行政などによる恒常的な協議機関の設置

- ・ 災害支援を行う際の基準作り
 - ・ 県内NGOの支援対象国・地域、活動状況などの情報収集
 - ・ 行政、NGO、外国籍県民、国際機関及び企業の連携の可能性の検討
 - ・ 情報の収集及び伝達方法の検討
 - ・ 支援物資の収集、管理及び輸送の方法の確立
 - ・ 国内の災害時における多言語対応の体制づくり
- 海外への人材派遣、県の持つ災害対策の情報・技術の提供

「^{がいこくせきけんみん}外国籍県民の^{あう}ライフステージに^{できせつ}応じた^{たいあう}適切な対応」について

< ^{ていげん}提言の^{しゆし}趣旨 >

^{ぜんこくてき}全国的に^{がいこくじん}外国人の^{ていじゆう}定住化が^{すす}進んでいる^{げんざい}現在、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民は、^{ねんれい}年齢の^{うつ}移り変わりとともに、
^{さまざま}様々な^{ちいき}ライフステージを^い地域で^{せいちよう}生き成長していく^{りんじん}隣人であることや、^{あた}新しい^{ちいきぶんか}地域文化や
^{じゆうよう}まちづくりの^{じゆうよう}重要な^{にんしき}パートナーであることを^{ひつよう}認識することが^{ひつよう}必要です。

そうした^{してん}視点から、^{さんこうしりよう}参考資料の「^{ぶかい}部会で^{きようぎ}協議した^{かだい}課題一覧<^{たぶんかきようせいぶかい}多文化共生部会>」にある
ように、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民が^{ちやくめん}直面する^{かだい}課題を^なライフスパンでとらえ直し、^{べつ}ライフステージ別に^{かだい}課題
^{ちゆうしゆつ}を抽出するとともに、^{かだい}トータルに^{かいけつ}課題を解決する^{しく}仕組みはどのようにすれば^{こうちく}構築できるか
^{ろんぎ}を^{ろんぎ}論議してきました。

そして、^{かだい}課題解決のためには、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民などの^{しょうすうしや}少数者の^{してん}視点に^た立った^{しゃがいきばん}社会基盤を^{せいび}整備
することが^{ひつよう}必要であり、また、^{じゆうぶん}十分な^{きばんせいび}基盤整備があつて^{はじ}初めて、^{じぶん}自分らしさの^{せんたく}選択や^{みずか}自ら
^{ちから}力の^{はつき}発揮が^{かのう}可能となります。必要なのは、^{ひつよう}一方的な^{いっぽうてき}サービスの^{ていきよう}提供ではなくて、^{ゆた}豊か
^{ほしょう}さを^{ほしょう}保障する^{こうちく}システムの^{こうちく}構築です。

^{ひつよう}必要な^{きばんせいび}基盤整備として、^{がいこくせきけんみん}外国籍県民の^{ぎようせいさんか}行政参加と^{じょうほうかくさ}情報格差の^{かいしょう}解消（^{ていげん}提言7、8）とり
^{こそだ}わけ子育てと^{こうれいしや}高齢者の^{してん}視点を^{じゆうし}重視した^{ほけん}保健・^{ふくししさく}福祉施策の^{じゆうじつ}充実（^{ていげん}提言9、10）^{きょういくしさく}教育施策
^{じゆうじつ}の^{じゆうじつ}充実のための^{ばっぼんてき}抜本的・^{ほうかつてき}包括的な^{とりく}取組み（^{ていげん}提言11、12）を^{ていげん}提言しました。

外国籍県民の行政参加と情報提供のあり方について

提言7 外国籍県民の地方行政への参加システムの構築に向けて各自治体が取り組むべき課題について、県、市町村、外国籍県民などによる研究会の設置などにより検討を行うこと。

提言8 行政から提供される情報が外国籍県民及びNGOに行き届かないことにより生じる情報格差の解消を図るため、行政、地域国際化協会、外国籍県民、NGO等による協議の場を設置し、外国籍県民が、必要なときに必要な県民サービスを利用できるよう、外国籍県民等への行政情報の提供及び相談事業のあり方を検討すること。

<理由・背景>

外国籍県民が、地域住民として社会に参加していくためには、地方行政への参加及び適切な情報提供を受けられることが必要である。

外国籍県民かながわ会議は、外国籍県民を県政へ参加させる役割を果たしており、既に、県では同会議の提言を受けて、外国籍県民のための居住支援や医療通訳などの施策化に取り組んでいる。また、川崎市は、川崎市外国人市民代表者会議を設置し、外国籍住民に対する先駆的な施策展開を行い、外国籍住民の権利保障が進んでいる。

各市町村により状況が違ふことから、一律の制度をつくることは困難であるが、他方で、地方分権が確実に進行し、県域で解決すべき課題とそれぞれの市町村で解決すべき課題についての役割分担が明確になりつつあることから、多文化共生社会を実現するためには、外国籍住民の自治への参加の促進に関して各市町村においても、何らかの取り組みを行うことが必要である。

また、外国籍県民の社会参加を促進するためには適切な情報提供が必要であるが、県及び県内市町村で実施している外国籍県民や関係NGOに対する情報提供・相談事業では、必要なところに必要な情報が行き届いていない。そのため、外国籍県民は、外国籍県民相談窓口が設置されていることすら知らなかったり、多言語で作成された情報誌についても入手できないなど、様々な社会資源へアクセスできず、その結果、社会保障制度を享受できないといった課題を抱え、暮らしやすい環境を整えることができていない。

そこで、県内各自治体の実施している相談事業及び情報提供事業に関して、情報内容及び提供方法の精査を行い、より効率的な情報提供の方法などについて検討を行うことが必要である。

実施イメージ

- 県、市町村、NGO、外国籍県民などによる研究会等の検討機関の設置
 - 外国籍県民の行政参加システムに関する国内外の情報収集
 - 外国籍県民に対する情報提供方法に関する情報の収集・分析
 - 相談事業に関する情報の収集・分析
 - 県民の理解促進のため検討結果の報告会（フォーラム）の開催
- 情報リソースセンターの設置
インターネット等の情報技術の効果的な活用
相談事業におけるNGOとの協働

提言9 外国籍の親が安心して子育てができる環境整備を行うため、子育て支援センターや保健所に外国籍住民を担当する職員を配置するなど、相談事業の充実を図ること。

<理由・背景>

厚生労働省の統計によると、2000年の出生数1,190,547人の中で父母の一方が外国人である場合は22,337人であり、1990年と比較して1.6倍となっている。このように、外国籍の親は年々増加していることから、外国籍の親に対する子育て支援の必要性は高まっているといえる。

また、近年、子育て支援の必要性が社会的に認識され、様々な施策がとられるようになってきている。特に、育児相談等を行っている子育て支援センターの設置が各地域で進みつつある。また、保健所の保健師についても、子育て中の親が子育てに関する相談を行う場合に、依然として最も身近な存在となっている。

そこで、外国籍の親が安心して子育てができる環境整備を行うためには、そうした施設において、言葉の問題や文化習慣の違い等を理解した上で、外国籍の親に対する子育てのアドバイスを行うなど相談事業を充実する必要がある。

実施イメージ

子育て支援センターや保健所に外国の言葉・文化・習慣を理解できる担当の職員を配置
外国籍県民支援NGOと連携した相談体制づくりについて関係各機関へ要請
子育て支援センターの運営の多様化
・行政によるもの、NGOによるもの、行政とNGOの協働によるものなど

提言10 定住化に伴い増加している高齢者が安心して地域で生活できるよう、外国籍の高齢者の視点から現状の施策を点検し、相談体制を充実させるなど、県行政における外国籍の高齢者に対する福祉施策の充実に図ること。

<理由・背景>

近年、外国籍県民の中には、オールドカマー、ニューカマーを問わず、高齢期を迎えた人々が増加しているが、現在の社会保障制度は、外国籍の高齢者に対する施策が十分に整えられていないことから、多数の者が年金制度や医療保険制度から疎外された状況にある。

外国籍の高齢者が社会保障を享受できず、異文化の中で孤独な生活を送ることのないよう、また、外国籍の高齢者がいつまでも安心して社会保障を享受できるよう、外国籍高齢者に対する相談体制を充実させるなど、県行政における外国籍の高齢者に対する福祉施策の充実に図ることが必要である。

実施イメージ

外国籍の高齢者の年金加入率など基礎的なデータの収集
各種保険や年金など、社会保障制度に関する情報提供の充実
多文化ソーシャルワーカーの育成など、相談体制の充実
自助グループや互助組織の活動場所の確保及び支援策の検討

がいこくせきけんみん たい きょういくし さく じゅうじつ
外国籍県民に対する教育施策の充実に

ていげん がいこくせきけんみん たよう か たいあう がいこくせき こ しょう ちゅうがっこう
提言11 外国籍県民の多様化に対応し、すべての外国籍の子どもたちが小・中学校での
きょういく ほしょう けんきょういくいいん かい せいてい さいにちがいこくじん しゅ かんこく
教育を保障されるよう、県教育委員会が制定した「在日外国人（主として韓国・
ちようせんじん きょういく きほんほうしん なん がつ にちせいてい みなお
朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」(1990年3月23日制定)を見直すとともに、
ひつよう ほうせいび くに ようぼう
必要な法整備を国へ要望すること。

ていげん がいこくせき せいしやうねん せいかつじつたいどう はあく がいこくせき せいしやうねん かか かいぜんばん
提言12 外国籍の青少年の生活実態等を把握し、外国籍の青少年が抱えている課題全般
たいあう がいこくせき してん い せいしやうねんし さく すいしん
に対応できるように、外国籍の視点を入れた青少年施策を推進すること。

りゆう はいけい
<理由・背景>

がっこうがわ がいこくせきじどう せいと しんろしどう おこな たいせい じゅうぶん とどの
学校側が外国籍児童・生徒の進路指導を行う体制を十分に整えられなかったり、
みしゅうがく がいこくせきじどう せいと おお がいこくせきじどう せいと しょう ちゅうがっこう きょういく う
未就学の外国籍児童・生徒が多いなど、外国籍児童・生徒が小・中学校での教育を受
ける機会はいまだに保障されていない。

さいきん けんきゅうしゃ なか にほん ねん ひじゅん じどう けんり かん じょうやく こ
最近では、研究者の中でも日本が1994年に批准した児童の権利に関する条約(子
けんり じょうやく こんきょ がいこくせき こ しょう ちゅうがっこう きょういく ほしょう こくないほう
どもの権利条約)を根拠に、外国籍の子ども小・中学校での教育を保障するよう国内法
の整備を行うべきとの声があがっている。

こうしたことから、県は、義務教育を受ける日本国籍の子どもと同様に外国籍の子
どもも教育を受けられるような法整備を行うよう積極的に国へ要望していくことが
必要である。

いっほう がっこうがわ うけいれたいせい とどの じょうたい がいこくせきじどう せいと う い ばあい
一方、学校側の受入体制が整わない状態で、外国籍児童・生徒を受け入れた場合、
いちばんたいへん がいこくせきじどう せいと じしん とく じどう せいと たい
一番大変なのは外国籍児童・生徒たち自身である。特に、ニューカマーの児童・生徒に対
しては、母語を使って行われる補習授業やカウンセリング体制を充実にさせるなどの
受入体制の整備が必要である。

そこで、第1期NGOかながわ国際協力会議でも提言した「在日外国人(主として
かんこく ちようせんじん きょういく きほんほうしん かいいてい かいいてい こ きほんほうしん ちと
韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の改定と改定後の基本方針に基づく
きょういくかんきょう せいび さいどていげん
教育環境の整備を再度提言する。

また、義務教育年齢を過ぎた外国籍の青少年の実態については、2001年度に県が
ちようさけつ か こうひょう がいこくせきじゅうみんせいがかつじつたいちようさいがい はあく しゅだん
調査結果を公表した外国籍住民生活実態調査以外は把握する手段がほとんどなく、N
GOが主催する学習教室などでも定着率が低いことから、その全体像は明らかにな
っていない。

そうした中でも、外国籍の青少年たちが日本人と同様に居場所がないことや就労や
こうこうとう しんがく こんなん にほんごしゅうとく ぶじゅうぶん しよくぎょうくねん う
高校等への進学が困難なこと、日本語習得が不十分であったり職業訓練を受けてい
ないことにより職業選択の幅が狭められたり、企業において差別的待遇を受けるなど
の課題をかかえていることが、NGO、ボランティアなどが活動をする中で明らかにな
ってきた。

このような状況を改善するためには、外国籍の青少年の持つ文化的背景や言語な
どに理解のあるカウンセラーが青少年特有の課題に対応できるように相談機能を充
実したり、外国籍の青少年に対する支援活動を行っているNGOとの連携を図るなど
により、青少年施策全般に関して、外国籍の視点を入れて推進することが必要である。

実施イメージ

「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針」の見直し

し

外国籍児童・生徒の母語が分かる日本語指導等協力者の常駐又は巡回

体制の充実

外国籍児童・生徒の母語が分かる講師の採用

母語で対応できるカウンセリング体制の充実

外国籍生徒にかかわる高校入試制度の抜本的な見直しの検討

定時制高校を活用した就労に役立つレベルの高い日本語を習得するためのコ

ースの設置

県立高校における外国籍生徒に対応した教育の充実

職業技術校における外国籍の青少年を対象としたプログラム枠の設置

民間企業における外国籍の若年労働者の差別的待遇の調査

青少年施設における外国籍の青少年のためのプログラム開発支援及び多文化

カウンセラーの配置

日本語と母語の両方を使える外国籍青少年を、外国籍高齢者をケアするため

の多文化ソーシャルワーカーとして雇用

2 提言以外に協議された事項

会議の中では取り上げられたが、十分な論議を行うことができなかったため今回の提言項目としては盛り込まず、今後、研究や検討を進めていく必要がある項目は、次のとおりである。

NGOの活動や外国籍県民に対する行政職員の理解促進のための研修プログラムの実について
行政機関が配布する広報にNGOや外国籍県民に対して偏見のある表現を使わないようにするためのチェック機能の強化について
国際平和協力活動について(治安回復・選挙監視支援への取組の可能性など)
環境問題について(海外の企業活動における環境問題への配慮など)
ODA予算のNGO支援への活用について
外国籍県民のための住民基本台帳制度の検討と問題点の検証について
外国籍県民の地方参政権について
DV(ドメスティック・バイオレンス)問題など、女性へのサポートの実について

3 県内NGOの課題

第2期NGOかながわ国際協力会議の2年間の協議の中で、県内のNGO自身が抱えている課題についても論議してきた。その中で、今回の提言を実現するにあたり、行政に対する働きかけだけではなく、NGO自身も取り組まなければならない課題としては、次の3つが挙げられる。

NGO自身の地域間交流と情報共有
県内の地域によって、その地域で活動するNGOが受け取る情報量には格差がある。こうした格差を無くしていくためには、まずは、各地域のNGO間で地域ネットワークを構築し、そうした地域ネットワーク同士の連携を図ることで県域のネットワークを構築することが必要である。

NGOの説明責任
今後、NGOが企業や行政と協働を進めていく中で、NGO自身が他の機関から評価を受けるようになると予想される。そうした中で、NGO自身は、客観的な判断基準を提供するために、組織体制、活動実績等に関する透明性を高めて

いく^{ひつよう}必要がある。

NGOのアドボカシー^{のうりよく こうじょう}能力の向上

くに^{くに} ちほう^{ちほう} じちたい^{じちたい} たい^{たい} せいさく^{せいさく} ていあん^{ていあん} きぎょう^{きぎょう} たい^{たい} はたら^{はたら} おこな^{おこな} ばあい^{ばあい}
国や地方自治体に対する政策提案、企業などに対する働きかけを行う場合には、NGO^{かん}間でネットワークを構築し、NGO^{こうちく}全体の声^{ぜんたい こえ}として発信^{はっしん}することにより、対等^{たいとう}な関係^{かんけい}を築^{きず}くことができると考え^{かんが}られる。

4 NGOかながわ国際協力会議のあり方

本提言に向けた2年間の審議過程で、NGOかながわ国際協力会議（以下、「NGO会議」という。）のあり方について、次の課題が明らかになった。改善策の提案も含めて記載する。これらの点を第3期会議の運営に反映するとともに、将来的には設置要綱の改訂も視野に入れて論議する必要がある。

(1) 提言の系統的なフォローアップ体制の必要性

- ・ NGO会議が出した提言の施策への反映状況、実施状況を、県が系統的に県民に公開の形で報告する制度的保障が必要である。
- ・ 定期的に県が文書を出すこととあわせて、県の国際政策の方向性について公開シンポジウムを県が主催しそこで報告するといった方法がある。
- ・ 提言の中で実施できていない施策や、実施したが展開が困難になっている施策については、県は、その理由についての県としての分析も含めて、県民に公開して説明するべきである。
- ・ NGO会議が出した提言について、NGO自身の取組みについても自己評価を含めて確認していくことが必要である。

(2) 個別テーマと全体的視点の関係

- ・ 個別テーマに特化した活動をしているNGOが集まる会議では、個別テーマを専門的に深めることと、テーマ横断的な全体的視点を探ることの両方が求められるが、両立は必ずしも容易ではない。
- ・ 個別テーマを深めることに重点を置くのであれば、第3期以降、当該期ごとに特定のテーマを設けて、期ごとにテーマを変えていく方法がとりうる。また、全体的視点を探ることに重点を置くのであれば、ふだん個別テーマに専念しているNGO活動者が全体を考える作業に時間と力を充てられるような方法を考えることが必要である。
- ・ 県として、NGO会議に大きな方向性を示すことを求めているのか、専門的な内容を深めることを求めているのかを最初の段階ではっきりさせることが必要である。
- ・ 提言に説得力を持たすため、提言の数を絞り、個別の提言について、もっと調査・裏付けを行い精査する必要がある。

(3) 県の施策をNGOが提案するにあたっての諸問題

- ・ 県と市町村の課題の違いを認識する必要がある。
- ・ 課題ベースに方法論を考えているNGOと、行政の施策ベースに方法論を考えている県とでは、よって立つ考え方において基本的に異なる部分がある。NGO会議においては、

NGOとしての課題への視点に基づきながらも、県行政における実施の可能性についても考慮した論議と提言が求められる。

- ・ NGO会議の提言が、NGOらしい視点に立ちながら、行政の施策化を念頭において具体的な内容を盛り込むためには、審議過程において委員と県との間で適切かつ公開の意見交換が行われるべきである。

(4) NGO会議の事務局体制

- ・ NGO会議が委員の中にも事務局を設け、県国際交流協会と共に提言の内容をより深く、また細部まで検討する等の方法により、NGO会議の政策構想能力が高められる。

(5) 県民に対するNGO会議の周知・広報

- ・ NGO会議の意義・必要性について県民に周知するためには、NGO会議を県内各地で開催するなどの方法が考えられる。
- ・ オープン会議や公聴会を開催する場合の意味づけと必要性について検討する必要がある